



国 総 海 第 2 4 号  
令 和 2 年 9 月 3 0 日

日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省 総合政策局海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する  
省令(令和2年国土交通省令第72号)等の施行について(通知)

標記について、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和2年8月30日国土交通省令第72号)等が公布され、令和2年10月1日より施行されることとなった。

については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部改正等に関し、別添事項につき御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。

(本件に関する連絡先)

国土交通省総合政策局海洋政策課 堀之内

TEL: 03-5253-8266(直通)

メールアドレス: [horinouchi-t2pt@mlit.go.jp](mailto:horinouchi-t2pt@mlit.go.jp)



## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等について

### 1. 背景

海洋汚染等防止条約（MARPOL 条約）附属書 I（油による汚染の防止のための規則）第 17 規則等を踏まえ、我が国においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第 8 条第 1 項等において油記録簿等の備付けを義務付けるとともに、油記録簿等に関し必要な事項は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「海防法施行規則」という。）で定めている。

現在、油記録簿等への記載及び当該記録簿等の保存（以下「記載等」という。）については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 26 号。以下「国交省 e 文書法施行規則」という。）により、電磁的記録を使用して行うことが認められている。

今般、2019 年 5 月に行われた国際海事機関（以下「IMO」という。）の第 74 回海洋環境保護委員会（MEPC74）において、電磁的記録を使用した油記録簿等の記載等に関し、IMO で策定したガイドラインに基づき主管庁の承認を得た電子記録簿を使用して行うこととする当該条約附属書の改正案が採択された。

これにより、電磁的記録を使用した油記録簿等への記載等に関し、国交省 e 文書法施行規則に規定された技術基準よりも厳格な、IMO 策定のガイドラインに規定された技術基準を満たす必要があることから、今般、海防法施行規則等を改正し、電磁的記録を使用して油記録簿等への記載等を行う場合には、告示で定める技術基準を満たした電子記録簿を使用して行うことを定めるとともに、同規則に基づき電磁的記録の基準を定める告示を定める。

### 2. 改正の概要

（1）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令関係

以下の記録簿等について、技術基準を満たした電子記録簿を使用する場合は、各記録簿等への記載に代えて電磁的記録への記録が認められることを規定するほか、所要の改正を行う。

- ・ 油記録簿（海防法第 8 条及び第 18 条の 4）
- ・ 有害液体物質記録簿（海防法第 9 条の 5 及び第 18 条の 4）
- ・ 船舶発生廃棄物記録簿（海防法第 10 条の 4）
- ・ オゾン層破壊物質記録簿（「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 36 号）」附則第 9 条）
- ・ 海洋施設の油記録簿等（海防法第 18 条の 4）
- ・ 燃料油の使用等に関する航海日誌への記録（海防法施行規則第 12 条の 17 の 5 の 2 及び第 12 条の 17 の 6）